

# デイサービスセンター利用契約書

## (基準該当障害福祉サービス)

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人いじみの福祉会（以下「事業者」という。）が設置運営する「デイサービスセンターコンフィ陽だまり苑（以下「デイサービスセンター」という。）の施設を利用し、事業者から提供される各種サービスを受け、それに対して利用料金を支払うことについて、本契約書及び後件添付の「重要事項説明書（基準該当障害福祉サービス）」（以下「重要事項説明書」という。）により事業者（担当者）から説明を受け、サービスの提供に同意しましたので、次のとおり契約を締結いたします。

### 第1章 総則

#### 第1条 契約の目的

事業者は、障害者総合支援法及びその他の関係する法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者と契約を交わし、本契約に基づきサービスを提供いたします。

- 2 利用者は、第14条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用するものとします。

#### 第2条 介護計画の決定・変更

事業者は、介護計画を作成し、これに基づいてサービスを提供するものとします。

- 2 介護計画は、利用者及び連帯保証人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。また、この介護計画に変更の必要のある場合は、適宜変更するものとします。

#### 第3条 自立支援給付対象サービス(基準該当障害福祉サービス)

事業者は、在宅の利用者に通ってきてもらい（送迎サービス）、入浴・排泄・食事とその介護、生活等についての相談・助言、健康管理と機能訓練等を提供します。

- 2 サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、デイサービスセンターで作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めた通所介護計画に基づき行われます。

#### **第4条 自立支援給付対象外サービス**

事業者は、利用者との合意に基づき、利用者に対する食事等を提供するものとします。

- 2 第1項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

#### **第5条 利用者への説明**

事業者は、本契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うものとします。

### **第2章 サービスの利用と料金の支払い**

#### **第6条 サービス利用料金の支払い**

事業者は、利用者が支払うべき基準該当障害福祉サービスに要した費用について、利用者がサービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます（代理受領）。

- 2 利用者が、第3条に定めるサービスを受けた場合、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から市町村から代理受領する基準該当障害福祉サービス費を差し引いた差額分（自己負担分で通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。
- 3 第4条に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金等を支払うものとします。
- 4 前項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

#### **第7条 利用料金の変更**

前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、自立支援給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他必要な事由のある場合、事業者は利用者に対して説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### **第3章 事業者等の義務**

#### **第8条 事業者及びサービス従事者の義務**

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命及び身体の安全確保に配慮するものとします。

- 2 利用者の心身の状況に急変のある時は、事業者はただちに利用者の家族に連絡するものとします。
- 3 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急止むを得ない場

合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者又は連帯保証人の要求に応じてこれを閲覧させるものとします。

## 第9条 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## 第10条 守秘義務等

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者（契約者）、連帯保証人及びその家族に関する情報（以下「個人情報」という。）を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 次の目的及び相手については、利用者へのサービスの質向上のため、情報提供を行うことができるものとします。

相手方	主治医、市町村
目的	上記相手方との連絡調整

- 3 前項の目的以外で個人情報を提供する場合については、別に確認するものとします。

## 第4章 利用者の義務

### 第11条 利用者の施設利用上の注意義務等

利用者は、サービスを利用するに当たって、次の事項に留意するものとします。

- (1) 利用者は、他の利用者に迷惑をかける行為や、危害を与える行為を行わないものとします。
- (2) 利用者は、食品類や他の利用者に危害を与える恐れのある品を持ち込まないものとします。
- (3) 利用者は、インフルエンザ、ノロウイルス等、感染症を発症した時は、二次感染防止のため利用を休止するものとします。
- (4) 利用者は、感染性疾患の診断を受けた場合には、速やかに事業者申し出るものとします。
- (5) 利用者は、共用施設・設備をその本来の用途に従って、利用するものとします。

## 第5章 損害賠償

### 第12条 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は連帯保証人に与えた損害について、賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

## 第13条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化、介助によらない利用者自身の行為等、事業者の実施するサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者及び連帯保証人が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- (5) 事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して、利用者の自己管理とする身の回りの品（例：貴重品、補聴器、眼鏡、入れ歯、調度品）について損害が生じた場合

## 第6章 契約の終了

### 第14条 契約の終了事由

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が基準該当障害福祉サービスの対象外と認定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由によりデイサービスセンターを閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業者が基準該当障害福祉サービス事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第15条又は第16条の規定に基づき本契約が解除された場合

### 第15条 利用者からの契約解除

利用者は、事業者又はサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第10条に定める守秘義務等に違反した場合
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 第16条 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が故意又は重大な過失により、事業者又は他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけたり、他の利用者が等しくサービスを受ける権利を侵害した場合又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合
- (3) 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合又は介護医療院に入院した場合
- (4) 利用者及び連帯保証人が本契約を履行しない場合
- (5) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合
  - ① パワーハラスメント  
業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為
  - ② セクシュアルハラスメント  
事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動
  - ③ マタニティハラスメント  
妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ
  - ④ カスタマーハラスメント  
利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為
  - ⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合
  - ⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合
- (6) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

## 第7章 その他

### 第17条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は連帯保証人からの苦情に対して、苦情を受付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第18条 連帯保証人

利用者は契約に際し、1名の連帯保証人を定めるものとします。

- 2 連帯保証人は、利用者に債務不履行のあった場合、利用者が負担する債務について極度額100万円の範囲内で弁済する義務を負うものとし変更する場合及び住所等に変更のある場合は、速やかに事業者に報告するものとします。

- 3 連帯保証人は、必要な場合及び利用者が死亡した場合に身柄及び所有物を引き取る責任を負うものとします。

#### **第19条 利用者及び連帯保証人の債務**

利用者は、本契約の締結により生じる利用者の債務全般についての責を負うものとします。

また、連帯保証人は利用者が負担する債務の6ヶ月分を上限として責を負うものとします。

#### **第20条 協議事項**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び連帯保証人と誠意をもって協議するものとします。

#### **第21条 その他**

連帯保証人は、本契約に基づいて生じる利用者の債務全般についての責を負うものとします。

前記のとおり利用者について介護サービスに関する契約を結びます。

本契約を証明するために、同契約書3通を作成し、利用者、連帯保証人及び事業者が記名・押印の上、それぞれ1部ずつを保管します。

年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県新発田市中央町5丁目4番2号  
事業者名 社会福祉法人 いじみの福祉会  
代表者職・氏名 理事長 馬場成男 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

ご住所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

(連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_ 印  
利用者との続柄 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

# デイサービスセンター重要事項説明書

(基準該当障害福祉サービス)

## 1. 事業者(法人)の概要

法人名	社会福祉法人 いじみの福祉会	代表者氏名	理事長 馬場 成男
法人所在地	新潟県新発田市中央町5丁目4番2号	設立年月日	平成 12年 3月 30日

## 2. 施設の概要、職員配置状況、営業日、営業時間及び実施地域、設備等の概要

施設の名称	デイサービスセンター コンフィ陽だまり苑
事業所番号	1540600051
指定年月日	平成22年8月1日
施設の所在地	新発田市諏訪町1丁目10番38号
電話番号	電話 0254-24-1115 FAX 0254-24-1221
苑長	馬場 玲子
利用定員	月～土曜日 50名
第三者評価の実施状況	無し
管理者	1名(兼務)
看護職員	1名以上(兼務)
機能訓練指導員	1名以上(兼務)
生活相談員	1名以上(兼務)
介護職員	月～土曜日 8名以上(兼務)
栄養士	1名(兼務)
営業日	月～土曜日
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
事業の実施地域	新発田市
送迎車	リフト付きワゴン車、他
機能訓練機器	○
設備等の概要	デイルーム、機能訓練コーナー、トイレ(男女各1ヶ所、車イス対応)、静養室 テレビ



### 3. 主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における勤務体制)

職種	勤務体制	
管理者(兼務)	日勤	8:30~17:30
医師	非常勤	
介護職員	日勤	8:30~17:30
看護職員	日勤	8:30~17:30
機能訓練指導員	日勤	8:30~17:30
介護支援専門員	日勤	8:30~17:30
管理栄養士(兼務)	日勤	8:30~17:30

### 4. サービスの概要

#### (1) 生活介護自立訓練(機能訓練)

生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)では身体障害や知的障害又は精神障害のある方に対して、入浴排せつ及び食事等の介護や必要なりハビリテーションの提供並びに生活等に関する相談及び助言や情報提供を行い自立や生活能力の維持・向上・社会参加の促進等、生きがいのある生活が営めるよう支援を行います。

#### (2) ケアプランの作成

利用者様お一人おひとりの心身の状態・ご要望・ライフスタイル等に基づく、具体的な介護計画を作成し、適宜更新しながら介護サービスをご提供いたします。

#### (3) 食 事

管理栄養士が利用者様お一人おひとりのお身体の状態に合わせたお食事を、嗜好や摂取カロリー、栄養バランスに考慮しながらご提供いたします。

食事時間 12:00~13:00

#### (4) 入 浴

利用者様におくつろぎいただける大浴槽で、ご要望により入浴のご支援をいたします。

#### (5) 送 迎

ご自宅まで送り迎えをいたします。

#### (6) 健康管理

- ・ 血圧、体温、脈拍測定
- ・ 握手、あいさつ等による触診
- ・ 食事摂取量、日常動作、レクリエーション等の様態観察
- ・ 入浴時における皮膚疾患等の観察 他

## (7) レクリエーション

お楽しみいただけるレクリエーション、行事等にご参加ください。

## 5. サービス利用料金

添付料金表のとおり

・デイサービスセンターコンフィ陽だまり苑（基準該当障害サービス）料金表

## 6. ご利用料金の支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月 25 日に自動引き落としとさせていただきます。（請求明細書は、月末締め翌月 15 日頃の発送となります。）

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内) 信用金庫(新潟県内)、新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)
---

口座引き落としができない場合のお支払いにつきましては、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行 (508)	支店名	新発田支店(支店番号:670)	口座 種別	普通
口座番号	1017348				
カナ	フク イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ				
口座名義	社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男				

利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

## 7. サービスご利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者様の健康状態、日頃のご様子と変わること等の留意事項につきましては、お迎えにあがる職員までお申し付けください。
- (2) サービス利用中に利用者様の症状・状態に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに家族様にご連絡いたします。
- (3) サービスご利用日の朝、体調（熱、腹痛、嘔吐、下痢等）をご確認ください。  
（具合の悪い場合は無理をなさらないでください。早めの受診をお勧めいたします。）
- (4) お迎えの車があがるまでに、ご乗車のお支度をお願いします。
  - ① トイレをすませてください。また、オムツが汚れている場合はお取替えてください。
  - ② 身支度を整えてください。（寒い日はあらかじめ防寒衣類をはおっておいてください。）

## 8. 協力病院

協力病院	県立新発田病院	0254-22-3121
------	---------	--------------

## 9. キャンセル

- (1) 利用者様がサービスのご利用をお休みされる場合は、お早めにご連絡願います。  
ご来苑後にサービス利用を中止される場合は、規定どおりのサービス料を申し受けます。
- (2) キャンセル料(食費)  
ご利用前日の8時45分までにお申し出がない場合、全額を申し受けます。

## 10. サービスご利用に関するご相談・苦情

### (1) 利用相談・苦情担当者

	利用相談・苦情担当者		苦情解決責任者	
	コンフィ陽だまり苑	所 長	伊藤 夏美	苑 長
	電 話	0254-24-1115	電 話	0254-24-1111

### (2) 苦情解決第三者委員

氏 名	電話番号
比企 広正 (新発田市議会議員)	0254-41-1000
佐久間 助左エ門 (社会福祉法人いじみの福祉会監事)	0254-28-2739

### (3) 当施設で苦情が解決できない場合の申し立て先の紹介

申し立て先	電話番号
新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (新潟県社会福祉協議会内) (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)	025-281-5609
新発田市社会福祉課 (新発田市中央町 3-3-3)	0254-22-3030
聖籠町町民課 (北蒲原郡聖籠町諏訪山 1635-4)	0254-27-2111
胎内市福祉介護課 (胎内市新和町2番10号)	0254-43-6111
阿賀野市高齢福祉課 (阿賀野市岡山町10番15号)	0250-62-2510
新潟市北区役所健康福祉課 (新潟市北区東栄町1丁目1番14号)	025-387-1310

## 11. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 12. 衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。  
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

## 13. 認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

## 14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 16. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

# 個人情報の提供を行う場合

社会福祉法人いじみの福祉会デイサービスセンター（基準該当障害福祉サービス）利用契約書第10条第3項に規定する「前項の目的以外で個人情報を提供する場合」について、下記のとおり確認します。

記

## 1. 使用する期間

介護サービス提供に係る契約開始の日からその契約が解除あるいは終了するまでの期間。

## 2. 使用する目的

確認	目的
	(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
	(2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
	(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）との連絡調整のため
	(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
	(5) 事業者が、契約終了又は利用者の希望により他の施設へ入所を希望した場合、入所の援助を行う際に必要な個人情報を使用する場合
	(6) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
	(7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
	(8) その他サービス提供に必要な場合
	(9) 上記各号に関わらず、利用者の病状の急変等緊急を要する時の連絡の場合
	(10) 介護事業所などにおいて行われる研修生、実習生への教育のため
	(11) 施設行事等において撮影された写真・映像等を法人のホームページや広報誌又は施設内掲示板に掲載するため

確認欄 了承 … ○ 了承せず … ×

## 3. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。